「福岡県サービス管理責任者研修」
「福岡県児童発達支援管理責任者研修」
受講に関するＦＡＱ（よくある質問）

■１■ 開催案内に関して

Ｑ１　昨年開催要項が届かなかった事業所もあったようですが？

Ａ１　福岡県が指定するサービス事業所へ開催案内を送付しております。届かない場合は、福岡県社会福祉士会（092－483－2944）までご連絡いただくか、本会ホームページ（http://www.facsw.or.jp/）より開催要項等ダウンロードしてください。

■２■ サービス管理責任者に関して

Ｑ１　サービス管理責任者の実務経験は？

Ａ１　施設などで一定年数以上、相談支援の業務に従事した経験が必要となっています。詳しくは別紙１-１「サービス管理責任者の実務経験」をご参照ください。

Ｑ２　実務経験の１年とは、１年間のうち最低何日以上という基準がありますか？

Ａ２　１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることとされています。
従って、５年以上とは、従事した期間が５年以上であり、かつ、実際に従事した日数が９００日以上であることをいいます。

Ｑ３　経過措置はありますか？

Ａ３　事業開始日を起点として、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなし、１年間の猶予を設ける。（ただし、平成３１年３月３１日をもって廃止）

問い合わせ先
福岡県　福祉労働部　障がい福祉課　障がい福祉サービス指導室
TEL：０９２－６４３－３３１２

Ｑ４　多機能型の運営で複数種類のサービス管理責任者を兼務する場合、そのすべての分野を受講しなければいけませんか？

Ａ４　利用者が６０名までの多機能型事業所で複数種類のサービス管理責任者を兼務することは可能ですが、必要とされる分野を全て受講し修了する必要があります。
ただし、事業開始後３年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を事業開始後１年までに修了が必要です。
なお、サービス管理責任者研修における研修の開催は、各分野ごとに異なる日程で実施しますので、複数分野の受講が可能です。（各分野ごとに申込書の作成が必要）

Ｑ５　サービス管理責任者研修を受講すれば、サービス管理責任者として配置できますか？

Ａ５　サービス管理責任者として配置されるには、実務経験の要件を満たしていることと、本研修および「相談支援従事者初任者研修１日目、２日目（講義部分）」の受講が必須となります。
※別紙２「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件」をご確認ください

■３■ 児童発達支援管理責任者に関して

Ｑ１　児童発達支援管理責任者の実務経験は？

Ａ１　サービス管理責任者と同様、施設などで一定年数以上、相談支援の業務に従事した経験が必要となっています。

詳しくは、別紙１-２「児童発達支援管理責任者の実務経験」をご参照ください。

Ｑ２　経過措置はありますか？

Ａ２　障がい児通所支援事業所等の開始日を起点として、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなし、１年間の猶予を設ける。（ただし、平成３１年３月３１日をもって廃止）

問い合わせ先 **福岡県　福祉労働部　障がい福祉課　障がい福祉サービス指導室** **TEL：０９２－６４３－３３１２**

Ｑ３　サービス管理責任者研修を受講すれば、児童発達支援管理責任者として配置できますか？

Ａ３　児童発達支援管理責任者として配置されるには、実務経験の要件を満たしていることと、「児童発達支援管理責任者研修」および「相談支援従事者初任者研修１日目、２日目（講義部分）」の受講が必須となります。

※別紙２「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件」をご確認ください

■４■ 受講申込みに関して

Ｑ１　受付は先着順ですか？

Ａ１　先着順ではありません。定員を超えて申し込みがあった場合には、申し込み締め切り後、選考により受講者の決定をおこないます。

Ｑ２　以前、サービス管理責任者研修、または、児童発達支援管理責任者研修を修了しています。今年度は別の分野を受講する予定ですが、１日目の講義は再度受講する必要がありますか？

Ａ２　受講の必要ありません。

詳しくは、別紙３「福岡県サービス管理責任者研修・福岡県児童発達支援管理責任者研修受講フローチャート」をご確認下さい。

Ｑ３　受講申込書提出期限の日に間に合わない場合、ＦＡＸしてもいいですか？

Ａ３　ＦＡＸやＥメールでのお申し込みは、理由のいかんにかかわらず受け付けいたしません。

Ｑ４　受講申込書の中の「推薦順序」は事業所全体での順序ですか？

Ａ４　はい。同一事業所内の順序になります。

受講したい分野で、同一の事業所内から複数人お申し込みされる場合は、その分野ごとに順位をつけてください。ひとつの分野におひとりだけの場合は、記載する必要はありません。

Ｑ５　サービス管理責任者研修の複数分野受講する場合の申し込み方法は？

Ａ５　例えば、１人が「介護分野」と「就労分野」の２分野を受講申し込みする場合は、それぞれ「介護分野」と「就労分野」の申込書（様式１号）を別々に作成して提出してください。その場合、履歴書（様式３号）については、一枚写しを添付してください。

Ｑ６　「サービス管理責任者研修」と「児童発達支援管理責任者研修」２つの受講は可能ですか？

Ａ６　受講申込は可能です。

「サービス管理責任者研修」「児童発達支援管理責任者研修」それぞれの申込書にてお申し込みください。

※受講料等については、別紙３「福岡県サービス管理責任者研修・福岡県児童発達支援管理責任者研修受講フローチャート」をご確認ください。

Ｑ７　実務経験もなく、相談支援従事者初任者研修の受講も未定ですが、申し込みは可能ですか？

Ａ７　受講申込は可能ですが、定員を上回っての申し込みがあった場合、配置要件を満たす方の受講を優先とさせていただきます。

※別紙１-１、１-２「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の実務経験」、別紙２「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件」を参照してください。

Ｑ８　どのように申込みをしたらいいのか分かりません。

Ａ８　福岡県社会福祉士会ホームページ（http://www.facsw.or.jp/）「福岡県サービス管理責任者研修・福岡県児童発達支援管理責任者研修」バナーより入り、『受講申込書を作成する』へ進んで下さい。

基本項目入力後、『送信』ボタンをクリックすると、入力されたメールアドレス宛てに基本項目が入力された申込書がＰＤＦで届きます。

届いた申込書をプリントアウトしていただき、他必要項目を手書きで記載し、公印押印後、必要書類と併せて郵送をお願いします。

※参考資料参照

Ｑ９　申込書の基本項目送信後、入力した内容（漢字、数字等）に間違いがある事に気付きました。どうしたらいいですか？

Ａ９　送信ボタンクリック後の情報はすでに福岡県社会福祉士会に届いていますので、再度送信ボタンをクリックをすると登録が重複しますのでご注意ください。

修正のある方は、印刷した申込用紙に分かるように赤で直接修正・加筆するか、送付書に修正箇所の記載をしてください。

Ｑ１０　申込書の基本情報入力、送信後、メールに返信が届きません。

Ａ１０　ご入力いただいたメールアドレスが間違っているか、迷惑メール設定されている可能性があります。

メールが届かない場合は、福岡県社会福祉士会（０９２－４８３－２９４４）までご連絡ください。

Ｑ１１　ダウンロード、または、印刷が出来る環境にありません。

Ａ１１　書類を郵送致します。福岡県社会福祉士会までご連絡ください。

その他の質問

Ｑ１　研修会場の駐車場は利用できますか？

Ａ１　利用は可能ですが、交通渋滞等による１５分以上の遅延も受講取消しとなりますので、出来るだけ遅延証明等の出る公共交通機関をご利用下さい。

○「大野城まどかぴあ」
駐車場は無料ですが、駐車台数に限りがありますのでお気をつけ下さい。

○「クローバープラザ」「レインボープラザ」
有料駐車場がありますが、駐車料金の減免はありませんので、予めお含みおきください。
ただし、障害者手帳をお持ちの方には、減免制度が適用されますので、手帳と駐車券をクローバープラザは１階の総合案内受付、レインボープラザは２階の管理事務所にお持ち下さい。詳しくは各会場へご確認ください。
会場場所、連絡先等は開催要項をご確認ください。

Ｑ２　宿泊、昼食の手配はできますか？

Ａ２　宿泊、昼食が必要な方は、各自で手配してください。事務局ではお受けいたしかねますのでご了承ください。

Ｑ３　例えば３日間のうち欠席した日があった場合には、来年度、欠席した日を受講すれば修了できますか？

Ａ３　３日間の全てのカリキュラムを当該年度内にすべて受講していただかないと、修了とはなりません。１日目の講義の免除は、前年度までに３日間の研修を全て修了した方だけに適用されます。

Ｑ４　受講当日に遅刻または早退した場合はどうなりますか？

Ａ４　１５分以上の遅刻、早退は欠席とみなします。また、研修中に正当な理由なく１５分以上離席した場合も欠席とみなし、修了できなくなります。
公共交通機関が遅延した場合は、各交通機関が出す「遅延証明書」のご提出をお願いいたします。

以 上